

要 望 書

平成30年8月28日

大 分 県 市 長 会

大分県市長会

大分市長
別府市長
中津市長
日田市長
佐伯市長
臼杵市長
津久見市長
竹田市長
豊後高田市長
杵築市長
宇佐市長
豊後大野市長
由布市長
国東市長

佐藤樹一郎
長野恭紘
奥塚正典
原田啓介
田中利明
中野五郎
川野幸男
首藤勝次
佐々木敏夫
永松悟
是永修治
川野文敏
相馬尊敏
三河重史

要 望 書

以下のとおり要望いたします。

文化財の保護・整備・活用・災害復旧等に係る県補助金の拡充について

本県は豊かな自然に恵まれ、各地に先人たちが遺した文化遺産や代々受け継がれてきた伝統芸能など、貴重な文化財が数多く存在する。

こうした文化財は、貴重な歴史の痕跡であり、郷土の歴史や文化等を正しく理解するためにも必要不可欠な存在であるとともに、将来の文化の向上・発展の基礎となるものである。

各市においては、こうした史跡等の公有化・整備活用、文化財の保存修理、埋蔵文化財の発掘調査等の充実のため最大限の努力を傾けているところであるが、近年の財政逼迫は文化財の保護行政の円滑な推進に多大な影響を及ぼしている。さらに近年頻発する大規模災害による文化財の損傷は著しく、その復旧もまた地方公共団体には大きな負担となっている。

また、平成30年の第196回通常国会では、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が成立し、地域における文化財の計画的な保存・活用を促進し、地方文化財保護行政の強化に向けた法整備が図られたところである。

こうした中、国においては、文化財の保護や災害復旧等に伴う文化財修理のための国庫補助費の確保や補助率の維持等が図られているが、その一方で国庫補助事業に対する県費の随伴補助の補助率が、平成16年度以降10%から8%以内へと引き下げられ、その後、補助上限を大きく下回る交付実績事例が頻出し、計画的な遺跡の保存活用等にかかる事業進捗に大きく影響している。

こうしたことから、地域の貴重な文化遺産を適切に保全するための文化財保護事業や整備活用事業における国庫補助事業に対する県の随伴補助や、県指定文化財に対する保存事業に係る県費補助制度の維持及び補助率の引き上げなど、さらなる支援措置の拡充を強く要望する。

要 望 書

以下のとおり要望いたします。

大分県小規模給水施設普及支援事業の継続について

大分県小規模給水施設普及支援事業は、公営水道の整備が困難な小規模集落（水道未普及地域）等の水問題を解決するため、積極的に給水施設整備に取り組む市町村に対して支援を行うことを目的に、平成25年度に創設された。

これに基づき、現在、水道未普及地域で水問題を抱える集落において『水源確保』及び『給水施設等の整備』が行われており、その補助対象経費は、水源確保については県と市で負担、給水施設等の整備については、県が1/2負担（補助金上限600万円）、地元が5%負担で、残りを市が負担している。

公営水道の整備が困難な中山間地域に所在する集落に居住する住民にとって生活水の確保は死活問題であることから、既存施設の改修（更新）を含め、今後も事業の継続は不可避であり、時限的な取り扱いとなっている大分県小規模給水施設普及支援事業を31年度以降も継続するよう強く要望する。

要 望 書

以下のとおり要望いたします。

急傾斜地崩壊対策事業に関する予算枠の拡大について

県は、崖くずれ災害から人命や財産を守るために、急傾斜地崩壊対策事業を実施している。

本市においても、県の補助による市町村営急傾斜地崩壊対策事業を実施し、対策を講じているところであるが、市内には対応しなければならない多数の急傾斜地がある。さらに、本年4月に発生した、中津市耶馬溪町で発生した災害により、急傾斜対策を講じる旨の要望が増えてくると考えている。

また、県内においても同様に対策を講じているところであるが、地形上多くの急傾斜地が存在するため、今後他市町村においても要望は増えてくるものとする。

こうしたことから、市町村が住民を災害から守るために必要な措置を講じられるよう、県単独急傾斜地崩壊対策事業及び市町村営急傾斜地崩壊対策事業に関する予算枠の拡大を要望する。

要 望 書

以下のとおり要望いたします。

南海トラフ巨大地震対策としてのインフラ整備について

本年2月、政府の地震調査委員会は、南海トラフを震源とする巨大地震について、今後30年の発生確率が70～80%に高まったとの評価結果を公表した。

「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定を受けている自治体は、被災確率が高く、特に中心市街地が被災した場合、まちの存続にかかわる甚大な被害となることが想定されるため、沿岸堤防等のインフラ強化が必須である。

このような中、東日本大震災を受け、大分県では「豊後水道西沿岸 海岸保全基本計画」を適宜変更し、比較的発生頻度の高い津波はL1（数十年から百数十年頻度）を防護目標とし、南海トラフ地震についてはL2（数百年から千年頻度）を努力目標とし各種対策を講じて行くこととしている。

しかしながら、近年、熊本・大分地震をはじめ各地で地震が頻発しており、南海トラフ地震の発生確率が高まり、住民不安も拡大していることから、被害を最小限に抑えるという観点からも、県においては早期に同計画の防護目標を津波L2対策に見直し、区域内の堤防等の強化対策と併せ、関係河川堤防においても同様の対策に取り組むことを要望する。

《県担当部署》 土木建築部 河川課、港湾課

要 望 書

以下のとおり要望いたします。

防災対策の充実強化について

大分県下の市町村の土砂災害ハザードマップについては、県から指定を受けた箇所を各市町村で地域ごとに作製しなければならないが、避難経路など地域住民と協議して、作製する必要があるため、時間や労力を要しており、大分県下の作製率は、3割（平成30年6月5日現在）に止まっている状況である。

このような中、今年4月に発生した中津市耶馬溪町での土砂災害死亡事故を受け、大分県は、土砂災害のハザードマップを作製する市町村に対して、2分の1の補助を出すことを決定したところである。

一方、洪水ハザードマップについては、大分県が「想定しうる最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図」の作成・公表をした後、市町村が作製することとなっている。

市町村においては、提供されたデータを分析・整理してから作製作業に入らなければならないため、多大な時間や労力を要しているが、土砂災害ハザードマップ同様、一日も早い住民への周知・提供が求められているところである。

近年、大型化する台風や集中豪雨、土砂災害等の発生も多く、今後も大規模な災害が発生することが予測されている。これらの災害から、可能な限り被害を最小限に抑止し、住民の生命と財産を守るためには、早期の各ハザードマップの作製が急務となっていることから、洪水ハザードマップ作製に係る経費に対しても、土砂災害ハザードマップ作製と同等の補助を強く要望する。

要 望 書

以下のとおり要望いたします。

急傾斜地崩壊危険箇所の対策工事済施設の点検強化について

県内における県施工の急傾斜地崩壊危険箇所の対策工事は、昭和 42 年度に着工し、現在 1,288 箇所が整備済、杵築市においては 39 箇所が整備済みであり、最も古い対策工事の施工から 51 年が経過している。

対策工事後の点検状況を確認したところ、県では、平成 21 年度と平成 25 年度に施設完成後 20 年以上が経過した施設を対象に合わせて 594 箇所を点検しており、平成 27 年度にはそれ以外の施設 676 箇所を点検している。

平成 21 年度に点検した施設については、9 年が経過しており老朽化が懸念される場所であり、地域住民の安全対策の観点から、少なくとも 5 年ごとに点検を行うなど期間を短縮し、点検の強化を図ることを要望する。